

第九三回

参第一号

危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、崩壊又は流出により国民の生命又は財産に相当な被害が生ずるおそれのあるばた山について、崩壊防止事業又は整備事業を緊急かつ計画的に行うことにより、国土の保全及び民生の安定並びに国土の有効な利用に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいう。

2 この法律において「崩壊防止施設」とは、擁壁、排水施設その他のばた山の崩壊又は流出を防止するための施設をいう。

3 この法律において「崩壊防止事業」とは、崩壊防止施設の新設、改良その他ばた山の崩壊又は流出を防止するための事業をいう。

4 この法律において「整備事業」とは、ばた山の存する区域の土地の利用の増進を図るために必要な事業で次に掲げるものをいう。

一 ばた山の除却

二 土地の形質の変更

三 採草に適する土地の造成

四 前各号に掲げる事業以外の事業で政令で定めるもの

（ばた山公共防災区域の指定）

第三条 主務大臣は、ばた山の崩壊又は流出により国民の生命又は財産に相当な被害が発生することを防止するために必要があると認めるときは、関係都道府県知事（当該ばた山の存する土地のすべてを市町村が所有する場合においては関係都道府県知事及び当該市町村の長。第三項において同じ。）の意見を聴いて、当該ばた山の存する区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定されている急傾斜地崩壊危険区域を除く。）をばた山公共防災区域として指定することができる。

2 前項の指定は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第一項に規定する鉱業権者又は同法第二十六条第二項の規定により鉱業権者とみなされる者（以下「鉱業権者等」という。）が同法第四条、第九条の二又は第二十六条第一項の規定により必要な措置を講ずべきばた山の存する区域については、当該鉱業権者等が事業の廃止若しくは休止、災害その他の理由により資力を有しないため当該区域における崩壊防止事業を施行することが困難であると認められる場合又は当該鉱業権者等の所在が明らかでない場合に限り、することができる。

3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を

告示するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(崩壊防止事業の施行)

第四条 ぼた山公共防災区域における崩壊防止事業は、当該区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が施行するものとする。

2 ぼた山の存する土地のすべてを市町村が所有する場合における前項の事業は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長が施行するものとする。

3 ぼた山公共防災区域における崩壊防止事業は、昭和六十一年三月三十一日までに施行しなければならない。

(崩壊防止事業の施行計画)

第五条 都道府県知事(ぼた山の存する土地のすべてを市町村が所有する場合には当該市町村の長)は、第三条第三項の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該区域に係る崩壊防止事業の施行計画を作成し、主務大臣の承認を得なければならない。

2 前項の施行計画は、昭和五十六年三月三十一日までに主務大臣に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の施行計画を作成しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

4 第一項の規定により市町村長が作成した施行計画は、都道府県知事を経由して主務大臣に提出するものとする。この場合において、当該都道府県知事は意見書を添付することができる。

5 都道府県知事又は市町村長は、第一項の施行計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を得なければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(兼用工作物の工事の施行)

第六条 都道府県知事又は市町村長は、その管理する崩壊防止施設が砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」と総称する。)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該崩壊防止施設に関する工事を施行させ、又は当該崩壊防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第七条 都道府県知事又は市町村長は、その施行する崩壊防止事業に係る工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又はその施行する崩壊防止事業に係る行為以外の行為(以下「他の行為」という。)により自ら施行する必要を生じた崩壊防止事業に係る工事を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)又は道路(道路

法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該崩壊防止事業に係る工事については、河川法第十九条又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

（附帯工事の施行）

第八条 都道府県知事又は市町村長は、崩壊防止事業により必要を生じた他の工事又は崩壊防止事業を施行するため必要を生じた他の工事を当該崩壊防止事業と併せて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

（土地の立入り等）

第九条 都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、ぼた山公共防災区域に関する調査若しくは測量又は崩壊防止事業のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 第一項の都道府県知事の統括する都道府県又は同項の市町村長の統括する市町村は、同項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は市町村と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は市町村は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金

額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

- 11 第五項に規定する証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（事業の施行に伴う損失補償）

第十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事又は市町村長が崩壊防止事業を施行したことにより、当該崩壊防止事業を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は当該市町村長の統括する市町村は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県、当該市町村長の統括する市町村又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事又は当該市町村長が当該工事を施行することを要求することができる。

- 2 前項の規定による損失の補償は、当該崩壊防止事業の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

- 3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県又は当該市町村長の統括する市町村と損失を受けた者とが協議しなければならない。

- 4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県、当該市町村長の統括する市町村又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（整備事業の施行）

第十一条 都道府県知事（当該ぼた山の存する土地のすべてを市町村が所有する場合においては、当該市町村の長。以下第十三条までにおいて同じ。）は、ぼた山公共防災区域の存する地域の土地の利用の増進を図るため必要であると認める場合には、当該区域内の土地又はぼた山について権利を有する者の同意を得て崩壊防止事業に代えて整備事業を施行することができる。

- 2 第四条第三項の規定は、前項の事業について準用する。

（要同意者が所在不明である場合の特例）

第十二条 ぼた山公共防災区域内のぼた山の所有者（当該ぼた山の存する土地の所有権又は当該土地を使用する権利を有する者（その権利をもつて当該土地の所有者に対抗することができない者を除く。）を除く。）の所在が明らかでない場合において、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が、その定める期日までに当該区域における整備事業の施行についてこれらの者が異議を申し出ることができる旨を公告し、当該期日までに異議の申出がないときは、当該所在が明らかでない者についての前条第一項の同意

は要しないものとする。

- 2 前項の期日は、同項の公告をした日から一月を経過した日以後としなければならない。
(整備事業の施行計画)

第十三条 都道府県知事は、第十一条の規定により整備事業を施行する場合には、主務省令で定めるところにより、ぼた山公共防災区域に係る整備事業の施行計画を作成し、主務大臣の承認を得なければならない。

- 2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の施行計画(第五条第二項の規定については、同条第一項の規定により承認を得た施行計画に係る崩壊防止事業に代えて整備事業を施行する場合における当該整備事業の施行計画を除く。)に準用する。

(準用規定)

第十四条 第八条及び第十条の規定は、整備事業について準用する。

(崩壊防止事業等に要する費用の負担原則)

第十五条 崩壊防止事業及び整備事業の施行並びに崩壊防止施設の維持管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該事業を施行し、当該施設を維持管理する都道府県知事又は市町村長の統括する都道府県又は市町村の負担とする。

(崩壊防止事業に要する費用の国の負担)

第十六条 国は、政令で定めるところにより、第五条の規定により主務大臣の承認を得た施行計画に基づき都道府県知事又は市町村長の施行する崩壊防止事業に要する費用の四分の三を負担する。

- 2 第三条第二項に規定するぼた山に係る前項の崩壊防止事業の施行に要する費用は、同項の規定にかかわらず、国がその全額を負担する。

(整備事業に要する費用の国の補助)

第十七条 国は、政令で定めるところにより、第十三条の規定により主務大臣の承認を得た施行計画に基づき都道府県知事又は市町村長の施行する整備事業に要する費用の四分の三を補助する。

(受益地方公共団体の分担金)

第十八条 都道府県知事の施行する崩壊防止事業若しくは整備事業によつて他の都府県も著しく利益を受けるとき、又は市町村長の施行するこれらの事業によつて他の市町村も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事又は当該市町村長は、政令で定めるところにより、それぞれ、他の都府県の知事又は他の市町村の長と協議して、他の都府県又は他の市町村の利益を受けるときの限度において、当該都府県知事の統括する都府県又は当該市町村長の統括する市町村の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県又は他の市町村に分担させることができる。

(市町村の分担金)

第十九条 第十五条又は前条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その崩壊防止

事業若しくは整備事業又は崩壊防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該事業又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その事業又は維持に要する費用の一部を分担させることができる。

- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(兼用工作物の費用)

第二十条 都道府県知事又は市町村長の管理する崩壊防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該崩壊防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事又は当該市町村長と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第二十一条 都道府県知事又は市町村長は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた崩壊防止事業の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させることができる。

- 2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該崩壊防止事業の費用については、河川法第六十八条又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第二十二条 都道府県知事又は市町村長の施行する崩壊防止事業若しくは整備事業により必要を生じた他の工事又はその施行するこれらの事業を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は当該市町村長の統括する市町村がその全部又は一部を負担するものとする。

- 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の崩壊防止事業が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第二十三条 都道府県知事又は市町村長は、その施行する崩壊防止事業又は整備事業によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

- 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県又は当該市町村長の統括する市町村の条例で定める。

(負担金の通知及び納入手続等)

第二十四条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第二十五条 第二十条、第二十一条第一項、第二十二条第三項及び第二十三条第一項の規定に基づく負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があるときは、都道府県知事又は市町村長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県知事又は市町村長は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事又は市町村長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第二十六条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県又は当該市町村長の統括する市町村に帰属する。

(ぼた山の所有者が施行する整備事業に対する国の援助)

第二十七条 国は、崩壊又は流出により国民の生命又は財産に相当な被害が生ずるおそれのあるぼた山(ぼた山公共防災区域に存するものを除く。)の所有者が、主務省令の定めるところにより、主務大臣の承認を得た施行計画に基づき、整備事業を施行する場合には、当該事業の施行者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十八条 主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十九条 ぼた山公共防災区域の指定及び崩壊防止事業の施行計画の承認についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第二項に規定するぼた山に該当しないぼた山のうち、

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地(これに準ずべき土地を含む。)に存するぼた山に関しては、建設大臣

ロ 森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林(これに準ずべき森林を含む。)又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(これに準ずべ

き森林又は原野その他の土地を含む。)に存するぼた山に関しては、農林水産大臣
二 第三条第二項に規定するぼた山に該当しないぼた山で前号に該当しないもののうち、
イ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良
事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されてい
る地域(これらの地域に準ずべき地域を含む。)に存するぼた山に関しては、農林
水産大臣

ロ イに該当しないぼた山に関しては、建設大臣

三 第三条第二項に規定するぼた山に関しては、通商産業大臣

- 2 ぼた山公共防災区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。
- 3 整備事業の施行計画の承認についての主務大臣は、政令で定める。
- 4 この法律に規定する主務省令は、政令で定める。

(罰則)

第三十条 第九条第七項の規定に違反して土地の立入り若しくは一時使用を拒み、又は妨
げた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人
の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人
に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、この法律の施行の際現に国が当該事業に要する費用の一部を補
助し、又は補助することが決定している崩壊防止事業については、適用しない。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第三条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改
正する。

第一条第三項第二号中「都道府県知事」の下に「若しくは市町村長」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号の二中「ぼた山崩壊防止工事」の下に「並びにぼた山公共防災区域
における崩壊防止事業」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第五条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号の二中「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)」の下に「及
び危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法(昭和五十五年法律第
号)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の三中「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)」の下に「及び危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法(昭和三十五年法律第 号)」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 都道府県又は市町村が設置する危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法(昭和三十五年法律第 号)による崩壊防止施設

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第八条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の下に「若しくは市町村長」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法(昭和三十五年法律第 号)第二十九条第一項第一号ロに規定するばた山に関して同法第三条第一項の規定によつて指定されたばた山公共防災区域における崩壊防止事業

第二条第二項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法第二十九条第一項第一号イ又は第二号ロに規定するばた山に関して同法第三条第一項の規定によつて指定されたばた山公共防災区域における崩壊防止事業

(治水特別会計法の一部改正)

第九条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「第三号」を「第三号の二」に改め、「同条第二項第一号」の下に「又は第三号の二」を加え、「市町村長が施行するものに係る補助金」を「市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第十条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)」を「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)」に改め、「ばた山崩壊防止区域」の下に「又は危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法(昭和三十五年法律第 号)第三条第一項の規定により指定されたばた山公共防災区域」を加える。

第十五条中「又は地すべり等防止法」を「、地すべり等防止法」に改め、「ぼた山崩壊防止工事」の下に「又は危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法による崩壊防止事業」を加える。

理 由

ぼた山の崩壊又は流出により、国民の生命又は財産に相当な被害が生ずるおそれがある現況にかんがみ、当該ぼた山について崩壊防止事業又は整備事業を緊急かつ計画的に施行するため所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和五十六年度から昭和六十年間において約四百八十八億円を要する見込みである。